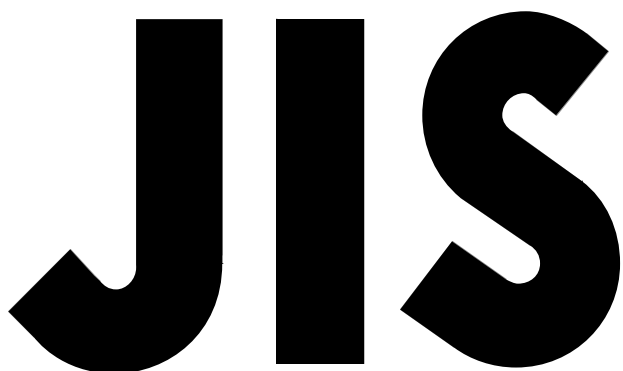




電磁クラッチ及び電磁ブレーキ— 第 2 部：試験方法

JIS B 1404-2 : 2005

(JMAA/JSA)

平成 17 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 機械要素技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 園 成 夫	東京電機大学
(委員)	永 壽 伴 章	独立行政法人産業技術総合研究所
	岡 野 正 敏	社団法人日本バルブ工業会
	黒 澤 富 蔵	独立行政法人産業技術総合研究所
	桑 田 浩 志	有限会社桑田設計標準化研究所
	小 林 正 彦	社団法人日本工作機械工業会
	土 屋 孝 夫	社団法人自動車技術会
	飛弾野 文 英	日本工具工業会
	平 田 幸 雄	社団法人日本ベアリング工業会
	前 田 次 啓	社団法人日本ばね工業会
	丸 山 一 男	工学院大学
	望 月 正 紀	社団法人日本ねじ工業協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.3.20

官 報 公 示：平成 17.3.22

原 案 作 成 者：社団法人日本工作機器工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3431-4103)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：機械要素技術専門委員会 (委員長 大園 成夫)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本工作機器工業会(JMAA)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS B 1404 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS B 1404-1 第 1 部：用語

JIS B 1404-2 第 2 部：試験方法

目 次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 定義	1
4. 記号	1
5. 試験方法	1
5.1 試験条件	1
5.2 コイルの温度上昇限度試験	2
5.3 静止試験	2
5.4 トルク試験	4
5.5 動作特性試験	11
解 説	20

電磁クラッチ及び電磁ブレーキ— 第 2 部：試験方法

Electromagnetic clutches and electromagnetic brakes— Part 2 : Test methods

1. 適用範囲 この規格は、一直線上にある 2 軸の一方から他の軸へ、又は同心軸上にある駆動側から被動側へトルクを伝達、遮断又は制動を行う電磁クラッチ及び電磁ブレーキ（以下、クラッチ・ブレーキという。）の試験方法について規定する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 1404-1 電磁クラッチ及び電磁ブレーキ第 1 部：用語

JIS C 1302 絶縁抵抗計

JIS K 2213 タービン油

JIS Z 8703 試験場所の標準状態

3. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、JIS B 1404-1 による。

4. 記号 クラッチ・ブレーキの記号は、図 1 による。



図 1 クラッチ・ブレーキの記号

5. 試験方法 クラッチ・ブレーキの試験方法は、次による。

5.1 試験条件

5.1.1 使用電源 直流平滑電源、単相全波整流未平滑電源、単相半波整流未平滑電源などを使用し、その種類を明確にする。

5.1.2 組付け状態 クラッチ・ブレーキを取り付ける回転軸は、水平組付け状態にして試験する。

5.1.3 温度・湿度 JIS Z 8703 に規定する常温 (5～35 °C) 及び常湿 (45～85 %) で試験する。